

千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内医療機関等が、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することに要する必要な経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業は、実施要綱第3に規定する事業とする。

(対象者)

第3条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象期間)

第4条 この補助金の対象とする期間は、令和5年4月1日からとする。

2 ただし、別表2の第1欄の11の事業の対象とする期間は、令和5年5月8日から令和5年9月30日までとする。

(交付額の算定)

第5条 この補助金の交付額は、次により算定された額を県の予算の範囲内において交付する。

- 一 別表1の第1欄の1から3の事業については、別表1の第2欄に定める額を交付するものとする。
- 二 別表2の第1欄の4から11までの事業については、次に定めるところにより算出された額とする。
 - イ 別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定するものとする。
 - ロ 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 ただし、別表1の第1欄の1及び2については、原則として事業完了後に申請するものとし、交付申請書及び第13条に規定する実績報告書を同時に知事に提出するものとする。その他の事業については、別に定める。

(交付の決定)

第7条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、次条に規定する事項を条件に交付決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械器具等（以下「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

五 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

七 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、関係証拠書類とともに、これを事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

八 実施要綱第 3・3 に規定する病床確保支援事業に関して、県や医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに仕入控除税額報告書（別記第 2 号様式）を知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるとき、この補助金の交付決定を受けた日から 14 日以内に申請の取下げをすることができる。

（変更承認申請）

第 10 条 第 8 条第 1 号から第 3 号までの規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の円滑な執行、経理状況その他必要な事項について、この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に報告を徴することができるものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又は条件によって遂行されていないと認めるときは、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第18条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置を講ずるように命ずることができる。

(交付の請求)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。なお、別表1の第1欄の1及び2の事業については、概算払は認められない。

(決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - 三 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。
- 2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関し法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前各項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第19条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、第18条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合

で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（他の補助金等の一部停止等）

第21条 知事は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

（指導及び監督）

第22条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る運営について、法その他の関係法令の定めるところにより、補助金の交付目的が有効に達せられるように必要な指揮監督を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月22日から施行し、改正後の千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

1 事業名	2 補助額
1 夜間・休日患者受入体制整備事業	(1) 輪番体制構築医療機関 100,000円/回 (2) 患者受入体制確保医療機関 100,000円/回 (3) 入院患者受入医療機関 100,000円/人 ※ (2)はあらかじめ受入可能日を県に報告すること。 ※ (3)は(1)(2)に該当する機関は2人目以降が適用となる。 ※ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までを対象とする。
2 自宅療養者等診療体制強化事業	(1) 往 診 診療時間内 1件当たり 50,000円 診療時間外 1件当たり 100,000円 (2) 外来診療 診療時間外 1件当たり 100,000円 (3) 訪問看護 日 中 1件当たり 20,000円 夜 間 1件当たり 40,000円 ※ 往診は、往診料が算定されたものを対象とする。 ※ 診療時間外の診療とは、時間外加算、休日加算又は深夜加算が算定された診療とする。 ※ 訪問看護は、緊急訪問看護加算が算定されたものを対象とする。 ※ 訪問看護の実施における夜間は18時から翌8時までとする。 ※ 県又は保健所設置市から症状悪化時の対応に関して、同種の支援等を受けている場合は、本事業の対象外とする。 ※ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までを対象とする。
3 病床確保支援事業	【令和5年4月1日から令和5年9月30日まで】 補助基準額は、以下(1)及び(2)のとおりとする。また、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの即応病床使用率（前3ヶ月間）が県の平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関（例：平均が70%の場合、49%を下回るとき。）については、以下(3)及び(4)までのとおりとする。

なお、病床の機能と患者像に乖離がある等地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は、この限りではない。

※ 休止病床については、令和5年4月1日から令和5年5月7日まで即応病床1床当たり休床2床まで（ICU・HCU病床は休床4床まで）、令和5年5月8日以降は、即応病床1床当たり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

※ 令和5年5月8日以降、ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱いとする。）。

(1) 重点医療機関

ア 重点医療機関である特定機能病院等

(ア) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの空床及び休床（1床当たり）

a ICU内の病床 436,000円/日

b HCU内の病床 211,000円/日

c 上記以外の病床 74,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

(イ) 令和5年5月8日からの空床及び休床（1床当たり）

a ICU内の病床 218,000円/日

b HCU内の病床 106,000円/日

c 上記以外の病床 37,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的に

は、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

イ 重点医療機関である一般病院

(ア) 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの空床及び休床（1床当たり）

- | | |
|-----------|------------|
| a ICU内の病床 | 301,000円/日 |
| b HCU内の病床 | 211,000円/日 |
| c 上記以外の病床 | 71,000円/日 |

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

(イ) 令和5年5月8日からの空床及び休床（1床当たり）

- | | |
|-----------|------------|
| a ICU内の病床 | 151,000円/日 |
| b HCU内の病床 | 106,000円/日 |
| c 療養病床 | 16,000円/日 |
| d 上記以外の病床 | 36,000円/日 |

(2) その他の医療機関

空床及び休床（1床当たり）

ア ICU内の病床 97,000円/日

イ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床

41,000円/日

ウ 上記以外の病床 16,000円/日

※ 療養病床である休止病床は16,000円/日とする。

(3) 重点医療機関

ア 重点医療機関である特定機能病院等

空床及び休床（1床当たり）

- | | |
|-------------|------------|
| (ア) ICU内の病床 | 305,000円/日 |
| (イ) HCU内の病床 | 148,000円/日 |
| (ウ) 上記以外の病床 | 52,000円/日 |

※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。

	イ 重点医療機関である一般病院 空床及び休床（１床当たり） (ア) ICU内の病床 211,000円/日 (イ) HCU内の病床 148,000円/日 (ウ) 上記以外の病床 50,000円/日 ※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。 (4) その他の医療機関 空床及び休床（１床当たり） ア ICU内の病床 68,000円/日 イ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 29,000円/日 ウ 上記以外の病床 11,000円/日 ※ 療養病床である休止病床は11,000円/日とする。 【令和５年１０月１日以降】 (1) 特定機能病院等の空床及び休床（１床当たり） ア ICU内の病床 174,000円/日 イ HCU内の病床 85,000円/日 ウ 上記以外の病床 30,000円/日 (2) その他医療機関の空床及び休床（１床当たり） ア ICU内の病床 121,000円/日 イ HCU内の病床 85,000円/日 ウ 上記以外の病床 29,000円/日 (3) 特定機能病院等で院内感染が発生した際の空床及び休床（１床当たり） ア ICU内の病床 174,000円/日 イ HCU内の病床 85,000円/日 ウ 上記以外の病床 30,000円/日 ※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和５年９月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日。
--	---

	(4) その他医療機関で院内感染が発生した際の空床及び病床（1床当たり） ア ICU内の病床 121,000円/日 イ HCU内の病床 85,000円/日 ウ 上記以外の病床 29,000円/日 ※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日。 ※ (1)及び(2)は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により県が定める段階1から段階3までに限り補助を行うものとする。また、令和5年10月1日から令和5年10月31日までの間は経過措置期間として段階1に満たない感染状況であっても、段階1に達した場合に病床確保を要請する病床数を病床確保料の交付対象とする。 ※ (3)及び(4)は院内感染が発生した日から、最後の陽性者が療養解除となった日（上限）までを対象期間とする。
--	---

別表2（第5条関係）

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
4 医療従事者宿泊先確保支援事業	宿泊に係る経費（1部屋当たり） 13,100円/日 ※ 医療機関の実支出額が1部屋当たり13,100円/日を下回る場合、実費額とする。	新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者の宿泊施設を確保するため、あらかじめ契約等により指定する宿泊施設の借上げに要する経費 ※ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた経費が対象	10分の10

5 医療機関設備整備補助事業	(1) 初度設備費 133,000円/床 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円/台 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000円/床 (4) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000円/台 (5) 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額 (6) 簡易ベッド 51,400円/台 (7) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000円/施設 (8) HEPAフィルター付パーテーション 205,000円/台 (9) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 (10) 超音波画像診断装置 11,000,000円/台 (11) 血液浄化装置 6,600,000円/台 (12) 気管支鏡 5,500,000円/台 (13) C T撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000円/台 (14) 生体情報モニタ 1,100,000円/台 (15) 分娩監視装置 2,200,000円/台 (16) 新生児モニタ 1,100,000円/台 (17) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ）	新型コロナ患者入院受入医療機関（重点医療機関を含む。）、外来対応医療機関等に対し、新たに機器等を整備することに要する以下の経費 (1) 初度設備費 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 (3) 簡易陰圧装置 (4) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 (5) 簡易病室及び付帯する備品 (6) 簡易ベッド (7) HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） (8) HEPAフィルター付パーテーション (9) 簡易診療室及び付帯する備品 (10) 超音波画像診断装置 (11) 血液浄化装置 (12) 気管支鏡 (13) C T撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） (14) 生体情報モニタ (15) 分娩監視装置 (16) 新生児モニタ (17) 個人防護具（マ	10分の10
----------------	---	---	--------

	プ、フェイスシールド) 3,600円/人 ※ 患者人数については、医療機関等情報支援システム「G-MIS」等で県に報告した人数及び県の指示による人数を上限とすること。 ※ 上記基準額に加えて、各機関の補助上限額等を以下のとおり定める。 ア 新型コロナ患者入院受入医療機関（重点医療機関を含む） 補助上限額：72,000円/人 （入院患者一人当たり） イ 外来対応医療機関等 補助上限額：2,000千円/年 （1施設当たり）	スク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) ※ ただし、新型コロナ患者入院受入医療機関（重点医療機関を含む。）においては(1)から(6)まで及び(17)、令和5年5月8日以降は、(1)から(8)まで及び(17)を対象とする。重点医療機関においては、令和5年4月1日から令和5年5月7日まで(10)から(16)までについても対象とする。外来対応医療機関等においては(6)から(9)まで 及び(17)を対象とする。令和5年10月1日以降は、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた場合、新型コロナ患者入院受入医療機関においては、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる(1)から(8)までの設備及び	
--	--	--	--

		(17)以外は対象外とし、外来対応医療機関等においては、(17)以外は対象外とする。 また、(17)の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が定める段階1から段階3までに限り補助を行うものとする。 ※ 特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。	
6 医療機関消毒補助事業	知事が必要と認める額	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより必要となる消毒委託費用 ※ 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに生じた経費が対象	10分の10
7 感染症検査機関等設備整備事業	(1) 次世代シーケンサー 知事が必要と認める額 (2) リアルタイムPCR装置 (全自動PCR検査装置含む。) 知事が必要と認める額	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関において必要な機器等を整備することに要する以下の経費	10分の10

	(3) 等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認める額 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 知事が必要と認める額	(1) 次世代シーケンサー (2) リアルタイムPCR装置 (全自動PCR検査装置含む。) (3) 等温遺伝子増幅装置 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 ※ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた経費が対象	
8 相談窓口設置事業	知事が必要と認める額	帰国者・接触者相談センターや発熱相談センター等新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置に要する経費	10分の10
9 外国人患者受入体制確保事業	10,000,000円/施設	外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。） ※ 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに生じた経費が対象	10分の10
10 外来対応医療機関確保事業	500,000円/施設	外来対応医療機関等の新設に伴い必要不可欠となる以下の初度設備費等 (1) 患者案内のための看板の設置料 (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修	10分の10

		費 (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (4) 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費 (5) 非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費	
1 1 消防 機関個人防護 具整備 事業	個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) (1) 購入費用 3,600円/人 (2) 廃棄費用 実費相当額	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防機関が個人防護具の整備をすることに要する経費 ※ 令和5年5月8日から令和5年9月30日までに生じた経費が対象	10分の10